# 水路業務法施行令 （平成十三年政令第四百三十三号）

#### 第一条（水路測量の事項及びその測量の基準）

水路業務法（以下「法」という。）第九条第一項の政令で定める事項は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める測量の基準は、当該事項ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

#### 第二条（長半径及び扁へん 平率）

法第九条第二項第一号の政令で定める値は、次のとおりとする。

###### 一

長半径

###### 二

扁平率

# 附　則

この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。